平成27年10月８日

　北九州産業観光センター

北九州商工会議所

**北九州世界遺産ロゴマーク　使用要綱**

権利の所在

「北九州世界遺産ロゴマーク（※以下、「マーク」とする）」のデザイン等の権利は、北九州産業観光センターの構成団体である北九州商工会議所に帰属する。

使用目的

　マークは、土産品の包装や広報物に印刷することで、北九州市の世界遺産のＰＲ、観光振興の推進、及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

申請のための会員要件

　北九州商工会議所、または北九州市観光協会の会員であること

申請受理後の審査

　上記目的に沿う内容であるか等々、総合的に審査する。

使用申請・承諾・データ提供

　①所定の様式により、北九州商工会議所へ申請し、使用承諾を得た事業所が、申請

内容の範囲内で使用することができる。

　②使用は無償で行うことができる。

　③使用承諾後、事務局から承諾を得た事業所へデータを提供する。

④提供された複数のマークの図柄は、自由に使用することができる。

使用対象の想定

〈土産品〉…菓子、一般食品、文房具、雑貨等

〈広報物〉…世界遺産に関するＰＲ冊子等

使用の取消し

　申請内容外での使用や、誓約事項に抵触する行為を行った場合、北九州商工会議所はマークの使用を取り消すことができる。

本件事務局

北九州産業観光センター（北九州商工会議所、北九州市、北九州市観光協会）

〈本件主管団体〉

〒802-0001　北九州市小倉北区浅野3-8-1　AIMビル4F

北九州商工会議所　産業観光推進室（TEL：521-3955・FAX：521-3956）